



県 章

# 滋賀県公報

平成 23 年 ( 2011 年 )  
4 月 1 日  
号 外 ( 1 )  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次 ( 印は、県例規集に登載するもの )

規 則	
滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則 ( 人事課 ) .....	1
滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則 ( 人事課 ) .....	13
滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 ( 人事課 ) .....	14
告 示	
公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職員の職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い職の指定の一部改正 ( 人事課 ) .....	16

## 規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第17号

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則 ( 昭和51年滋賀県規則第16号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、企画調整課」を削り、同条第 2 項の表総務部の項および県民文化生活部の項を次のように改める。

総合政策部	企画調整課、県民活動生活課、文化振興課、男女共同参画課、人権施策推進課、情報政策課、統計課
総務部	総務課、人事課、財政課、税政課、自治振興課、検査課、事業課

第 4 条第 2 項の表琵琶湖環境部の項中「水政課」を「琵琶湖政策課」に改め、「、琵琶湖再生課」を削り、同表商工観光労働部の項中「労働能力開発課」を「労働雇用政策課」に改め、同表農政水産部の項中「農政課」の右に「、食のブランド推進課」を加え、同表土木交通部の項中「、河港課、河川開発課」を削り、「建築課」の右に「、流域政策局」を加え、同条第 3 項中「課に」を「課または局に」に改め、同項の表人事課の項および県民生活課の項を次のように改める。

企画調整課	広域連携推進室
県民活動生活課	県民情報室

第 4 条第 3 項の表情報政策課の項の次に次のように加える。

人事課	福利厚生室
-----	-------

第 4 条第 3 項の表琵琶湖再生課の項中「琵琶湖再生課」を「琵琶湖政策課」に改め、同表新産業振興課の項中「科学技術活用推進室」を「モノづくり技術振興室」に改め、同項の次に次のように加える。

労働雇用政策課	就業支援室
観光交流局	しがの魅力企画室、観光室、国際室、旅券室

第 4 条第 3 項の表農業経営課の項および河港課の項を削り、同表に次のように加える。

流域政策局	流域治水政策室、広域河川政策室、河川・港湾室、琵琶湖不法占用対策室、水源地域対策室
-------	---

第 6 条の表知事直轄組織の部広報課の款中第10号を第11号とし、第 1 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同款に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 知事直轄組織内の連絡調整に関すること。

第 6 条の表知事直轄組織の部企画調整課の款を削り、同部の次に次のように加える。

## 総合政策部

<p>企画調整課</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>(2) 課内の庶務に関する事。</li> <li>(3) 東京事務所に関する事。</li> <li>(4) 土地開発公社に関する事。</li> <li>(5) 県政経営会議および県政経営幹事会議に関する事。</li> <li>(6) 県行政の総合調整に関する事。</li> <li>(7) 重要施策の企画および調査に関する事。</li> <li>(8) 特定行政課題の調整に関する事。</li> <li>(9) 政策情報の収集、分析および活用に関する事。</li> <li>(10) 国土形成計画に関する事。</li> <li>(11) 滋賀県基本構想に関する事。</li> <li>(12) 基本構想審議会に関する事。</li> <li>(13) 地域主権改革の推進に関する事。</li> <li>(14) 高等教育機関との連携および調整に関する事。</li> <li>(15) 地方拠点都市地域の整備に関する事。</li> <li>(16) 重要電源開発地点の調整に関する事。</li> <li>(17) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項</li> <li>(18) その他部内の他の課の所掌に属さない事項</li> </ul>
<p>広域連携推進室</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 知事会および地方行政連絡会議に関する事。</li> <li>(2) 近畿圏および中部圏に係る広域計画および広域調整に関する事（他の部課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>(3) 広域連携の調整に関する事。</li> <li>(4) 関西広域連合との連絡調整に関する事（他の部課の所掌に属するものを除く。）。</li> </ul>
<p>県民活動生活課</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に関する事。</li> <li>(2) 県民の社会貢献活動の支援に係る施策の総合調整に関する事。</li> <li>(3) 協働の担い手支援に関する事。</li> <li>(4) 特定非営利活動促進法の施行に関する事。</li> <li>(5) 県民交流センターに関する事。</li> <li>(6) 安全なまちづくりに関する施策の企画、立案および連絡調整に関する事（他の部課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>(7) 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の施行に関する事。</li> <li>(8) 安全なまちづくりに係る調査および研究に関する事。</li> <li>(9) 消費者行政施策の企画調整に関する事。</li> <li>(10) 滋賀県消費生活条例の施行に関する事。</li> <li>(11) 消費者保護緊急対策本部に関する事。</li> <li>(12) 消費生活審議会に関する事。</li> <li>(13) 市町消費者行政の連絡調整に関する事。</li> <li>(14) 消費生活用製品安全法の施行に関する事。</li> <li>(15) 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事。</li> <li>(16) 割賦販売法の施行に関する事。</li> <li>(17) 特定商取引に関する法律の施行に関する事。</li> <li>(18) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に関する事。</li> <li>(19) 消費者安全法の施行に関する事。</li> <li>(20) 消費者苦情処理に関する事。</li> <li>(21) 消費者訴訟に関する事。</li> <li>(22) 生活関連物資の需給および価格の調査および監視に関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(23) 物価問題の啓発に関する事。</li> <li>(24) 金融分野における消費者教育に関する事。</li> <li>(25) 消費生活センターに関する事。</li> <li>(26) 生活情報の提供および消費者の教育啓発に関する事。</li> <li>(27) 消費者団体の育成および支援ならびに消費者活動の促進に関する事。</li> <li>(28) 消費生活協同組合に関する事。</li> <li>(29) 土地利用の総合調整に関する事。</li> <li>(30) 国土調査法に関する事。</li> <li>(31) 国土利用計画に関する事。</li> <li>(32) 土地利用基本計画に関する事。</li> <li>(33) 農住組合の指導監督に関する事。</li> <li>(34) 土地利用転換計画の策定指導に関する事。</li> <li>(35) 国土利用計画審議会および土地問題協議会に関する事。</li> <li>(36) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いに関する事。</li> <li>(37) 収用委員会に関する事。</li> <li>(38) 国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する事。</li> <li>(39) 国土利用計画法に基づく遊休土地に関する事。</li> <li>(40) 土地利用審査会に関する事。</li> <li>(41) 地価調査に関する事。</li> <li>(42) 地価公示に関する事。</li> <li>(43) 不動産鑑定業に関する事。</li> <li>(44) 租税特別措置法に基づく土地等の譲渡に係る特定住宅用地の認定および適正価格の審査に関する事。</li> <li>(45) 開発事業計画の指導に関する事。</li> </ul>
	<p>県民情報室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報公開に関する総合的な企画および調整に関する事。</li> <li>(2) 滋賀県情報公開条例の施行に関する事。</li> <li>(3) 滋賀県情報公開審査会に関する事。</li> <li>(4) 個人情報の保護に関する総合的な企画および調整に関する事。</li> <li>(5) 滋賀県個人情報保護条例の施行に関する事。</li> <li>(6) 滋賀県個人情報保護審議会に関する事。</li> <li>(7) 政治倫理の確立のための滋賀県知事の資産公開に関する条例の施行に関する事。</li> <li>(8) 行政資料の収集、保管および提供に関する事。</li> <li>(9) 文書管理の企画指導に関する事。</li> <li>(10) 文書、図書および記録の編さんおよび保存に関する事。</li> </ul>
<p>文化振興課</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に関する事。</li> <li>(2) 文化振興施策の推進に関する事。</li> <li>(3) 芸術文化の振興に関する事。</li> <li>(4) 文化審議会に関する事。</li> <li>(5) 文化芸術関係団体の育成に関する事。</li> <li>(6) 県立文化施設に関する事（他の部課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>(7) 著作権に関する事。</li> <li>(8) 滋賀県文化振興基金の管理に関する事。</li> <li>(9) 近江歴史回廊構想の推進に関する事。</li> </ul>

男女共同参画課		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に関する事。</li> <li>(2) 男女共同参画施策の総合的な企画および立案ならびに関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>(3) 男女共同参画施策の推進に関する事。</li> <li>(4) 男女共同参画に係る調査および研究に関する事。</li> <li>(5) 男女共同参画の啓発に関する事。</li> <li>(6) 男女共同参画推進本部に関する事。</li> <li>(7) 男女共同参画審議会に関する事。</li> <li>(8) 男女共同参画センターに関する事。</li> </ul>
人権施策推進課		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に関する事。</li> <li>(2) 人権施策の総合的な企画、立案および連絡調整に関する事。</li> <li>(3) 人権施策推進本部に関する事。</li> <li>(4) 人権施策推進審議会に関する事。</li> <li>(5) 国連の人権教育の取組に関する事。</li> <li>(6) 人権啓発の推進に関する事。</li> <li>(7) 人権擁護活動の推進に関する事。</li> <li>(8) 同和行政に関する総合的な企画、立案および連絡調整に関する事。</li> <li>(9) 同和対策本部に関する事。</li> <li>(10) 同和問題の県民啓発活動に関する事。</li> <li>(11) 地域総合センターの運営助言に関する事。</li> <li>(12) 地方改善事業に関する事。</li> <li>(13) 滋賀県人権センターに関する事。</li> </ul>
情報政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に関する事。</li> <li>(2) IT 施策の総合的な企画および調整に関する事。</li> <li>(3) 地域情報化施策の推進に関する事。</li> <li>(4) 市町の情報化施策推進の支援に関する事。</li> <li>(5) IT に係る関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>(6) 公的個人認証サービスに関する事。</li> <li>(7) びわ湖情報ハイウェイ等情報通信ネットワークおよび関連システムの整備および運用管理に関する事。</li> <li>(8) 職員認証基盤の運用管理に関する事。</li> <li>(9) 共通事務端末およびプリンタの整備および運用管理に関する事。</li> <li>(10) 総合行政ネットワークの構築および運用管理に関する事。</li> <li>(11) 住民基本台帳ネットワークシステムの回線基盤の運用管理に関する事。</li> <li>(12) 電子計算機室の管理に関する事。</li> <li>(13) 職員 IT サポートセンターの運用管理に関する事。</li> <li>(14) 総合事務支援システムの運用管理に関する事。</li> <li>(15) 総合型地理情報システムの運用管理に関する事。</li> <li>(16) 電子申請システムの運用管理に関する事。</li> <li>(17) 地域情報提供システムの運用管理に関する事。</li> </ul>
	IT 企画室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報システムの全体最適化に関する事。</li> <li>(2) 情報システム関連予算の事前調整に関する事。</li> <li>(3) 情報システムの構築時の相談、支援および調整に関する事。</li> <li>(4) IT に係る人材育成に関する事。</li> <li>(5) マルチペイメントネットワークの調整および基本設計に関する事。</li> <li>(6) IT の利用促進に関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 情報セキュリティ対策の実施に関する事。</li> <li>(8) 電子県庁推進体制の運営に関する事。</li> </ul>
統計課		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内の庶務に関する事。</li> <li>(2) 統計の総合的な企画、立案および調整に関する事。</li> <li>(3) 滋賀県統計調査条例の施行に関する事。</li> <li>(4) 統計職員の統計専門技術訓練に関する事。</li> <li>(5) 統計調査員の公務災害に関する事。</li> <li>(6) 統計調査員の確保に関する事。</li> <li>(7) 県民経済計算に関する事。</li> <li>(8) その他の加工統計に関する事。</li> <li>(9) 統計思想の普及啓発および統計情報の提供に関する事。</li> <li>(10) 統計資料室に関する事。</li> <li>(11) 人口統計に関する事。</li> <li>(12) 労働力、就業構造等の労働統計に関する事。</li> <li>(13) 事業所、家計、物価等の経済統計に関する事。</li> <li>(14) その他総務省の所管の統計調査に関する事(他の部課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>(15) 商工業統計に関する事。</li> <li>(16) 農林水産業統計に関する事。</li> <li>(17) 学事統計に関する事。</li> <li>(18) 勤労統計に関する事。</li> </ul>

第 6 条の表総務部の部税政課の款中第13号を第14号とし、第 3 号から第12号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 県税および県税に係る徴収金の賦課徴収に係る不服申立ておよび訴訟に関する事。

第 6 条の表総務部の部統計課の款を削り、同表県民文化生活部の部を削り、同表琵琶湖環境部の部環境政策課の款第 2 号中「水政課、温暖化対策課および琵琶湖再生課」を「琵琶湖政策課および温暖化対策課」に改め、同款中第11号を第18号とし、第10号の次に次の 7 号を加える。

- (11) 環境マネジメントシステムに関する事。
- (12) 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動および悪臭の防止に関する事。
- (13) 土壌汚染対策および地下水保全に関する事。
- (14) 環境影響評価に関する事。
- (15) 公害紛争処理に関する事。
- (16) 環境自治委員会に関する事。
- (17) 環境公害に関する事。

第 6 条の表琵琶湖環境部の部水政課の款を次のように改める。

琵琶湖政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 琵琶湖の水政策の総合的な企画および調整に関する事。</li> <li>(2) 水資源開発促進法に関する事。</li> <li>(3) 水資源の総合調整に関する事。</li> <li>(4) 琵琶湖水政審議会に関する事。</li> <li>(5) 琵琶湖水政対策本部に関する事。</li> <li>(6) 琵琶湖の総合保全の推進に関する事。</li> <li>(7) 琵琶湖の自然再生に関する事。</li> <li>(8) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例に関する事。</li> <li>(9) ヨシ群落保全審議会に関する事。</li> <li>(10) その他琵琶湖の保全および水質に関する事。</li> </ul>
	琵琶湖レジャー対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 琵琶湖のレジャー利用の適正化対策に関する総合的な施策の企画、立案および調整に関する事。</li> <li>(2) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に関する事。</li> <li>(3) 琵琶湖レジャー利用適正化審議会に関する事。</li> </ul>

第 6 条の表琵琶湖環境部の部温暖化対策課の款第 1 号中「企画立案」を「企画、立案」に改め、同款第 4 号を削り、同部琵琶湖再生課の款を削り、同部自然環境保全課の款第 9 号および第 10 号を削り、同表商工観光労働部の部商工政策課の款第 4 号中「産業振興新指針」を「産業振興戦略プラン」に改め、同款中第 10 号から第 12 号までを削り、第 13 号を第 10 号とし、第 14 号から第 18 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同部新産業振興課の款科学技術活用推進室の項中「科学技術活用推進室」を「モノづくり技術振興室」に改め、同部労政能力開発課の款中「労政能力開発課」を「労働雇用政策課」に改め、同款第 23 号から第 27 号までを削り、同款に次のように加える。

	就業支援室	(1) 雇用支援施策の連絡調整に関する事。 (2) 労働市場の把握に関する事。 (3) 雇用の安定および促進に関する事。 (4) 就職の支援に関する事。 (5) 労働力の確保に関する事。
--	-------	---

第 6 条の表商工観光労働部の部観光交流局の款を次のように改める。

観光交流局	しがの魅力企画室	(1) 局内の庶務に関する事。 (2) 観光交流施策の企画、立案および総合調整に関する事。 (3) 観光施策推進本部に関する事。 (4) 観光事業審議会に関する事。 (5) 観光資源に関する事。 (6) 通訳案内士法および旅行業法に関する事。 (7) マリーナ指導要綱に関する事。
	観光室	(1) 観光事業の振興および広報宣伝に関する事。 (2) 観光物産関係団体の指導に関する事。 (3) 観光施設に関する事。 (4) 県産品の振興および販路開拓に関する事。
	国際室	(1) 国際交流および国際協力の推進に関する事（他の部課の所掌に属するものを除く。）。 (2) 国際経済に関する事（他の部課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 国際観光に関する事（他の部課の所掌に属するものを除く。）。 (4) 多文化共生に関する事。
	旅券室	(1) 旅券に関する事。

第 6 条の表農政水産部の部農政課の款中第 10 号および第 11 号を削り、第 12 号を第 10 号とし、第 13 号から第 22 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同款の次に次のように加える。

食のブランド推進課	(1) 農水産物のマーケティング戦略の推進に関する事。 (2) 農業・水産業の 6 次産業化に関する事。 (3) 地産地消の推進に関する事。 (4) 地方卸売市場に関する事。 (5) 卸売市場審議会に関する事。 (6) 環境こだわり農産物の消費拡大に関する事。 (7) 食の安全および食育に関する事（他の部課の所掌に属するものを除く。）。 (8) 農林物資の規格化および品質表示の適正化に関する事。 (9) 米の適正な流通の確保に関する事。
-----------	--

第 6 条の表農政水産部の部農業経営課の款第 1 号中「課内」の右に「および食のブランド推進課」を加え、同款中第 20 号および第 21 号を削り、第 22 号を第 20 号とし、第 23 号を第 21 号とし、第 24 号を第 22 号とし、同号の次に次の 6 号を加える。

- (23) 滋賀県環境こだわり農業推進条例の施行に関する事。
- (24) 環境こだわり農業の振興に関する事。
- (25) 環境こだわり農業審議会に関する事。
- (26) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（営農活動支援）に関する事。
- (27) 有機農業の推進に関する法律の施行に関する事。
- (28) 農業生産工程管理（GAP）の推進に関する事。

第 6 条の表農政水産部の部農業経営課の款農産ブランド推進室の項を削り、同部耕地課の款農業基盤管理推進室の項第 5 号中「、田園空間整備事業」を削り、「集落整備」を「集落整備事業」に改め、同項第 6 号中「こと( )」の右に「かんがい排水事業および」を加え、同項中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 水質保全対策事業の執行および指導に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農村振興課の款第 3 号中「こと( )」の右に「かんがい排水事業、」を加え、同款第 4 号中「、田園空間整備事業」を削り、「集落整備」を「集落整備事業」に改め、同款に次の 1 号を加える。

(14) 農業農村振興の広報に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農村振興課の款にぎわう農村推進室の項第 1 号中「共同活動支援」の右に「および向上活動支援」を加え、同項第 4 号中「魚のゆりかご水田」を「魚のゆりかご水田プロジェクト」に改め、同項第 8 号を削り、同表土木交通部の部河港課の款および河川開発課の款を削り、同部に次のように加える。

流域政策局	流域治水政策室	(1) 流域治水施策に関する調査、企画および調整に関すること。 (2) 河川の調査および計画に関すること。 (3) 水害に強い地域づくり計画に関すること。 (4) 水防および水防計画に関すること。 (5) 水防協議会に関すること。 (6) 防災技術に関すること。 (7) 公共土木施設災害の総括ならびに河川および港湾の災害復旧に関すること。
	広域河川政策室	(1) 淀川水系河川整備計画に関すること。 (2) 琵琶湖淀川の流域管理に関すること。
	河川・港湾室	(1) 局内の庶務に関すること。 (2) 港湾の調査、計画および事業に関すること。 (3) 河川事業に関すること。 (4) 河川環境に関すること。 (5) 河川および港湾の指定、変更および廃止に関すること。 (6) 河川および港湾の管理に関すること。 (7) 砂利採取計画（河川およびその保全に係る区域内ならびに河川予定地内の砂利に限る。）に関すること。 (8) 水利使用に関すること。 (9) 公有水面埋立免許に関すること。 (10) 国有財産（河川法に基づくものに限る。）の管理に関すること。 (11) その他河川および港湾に関すること。
	琵琶湖不法占用対策室	(1) 琵琶湖の不法占用対策に関すること。 (2) プレジャーボートの係留保管に関すること。
	水源地域対策室	(1) ダムの調査および計画に関すること。 (2) ダムの管理および工事の執行に関すること。 (3) 芹谷地域の振興に関すること。 (4) 水源地域対策特別措置法に関すること。 (5) 芹谷地域振興事務所および北川ダム建設事務所に関すること。

第 8 条第 1 項の表中「長浜土木事務所  
木之本土木事務所」を「長浜土木事務所」に改め、同条第 3 項の表に次のように加える。

長浜土木事務所	木之本支所	長浜市
---------	-------	-----

第 8 条に次の 1 項を加える。

4 長浜土木事務所木之本支所に管理課、道路計画課および河川砂防課を置く。

第 9 条の表環境・総合事務所の部の前に次のように加える。

消費生活センター	(1) センターの庶務に関すること。 (2) 消費生活に関する相談および苦情に関すること。 (3) 消費生活に関する商品の検査に関すること。 (4) 消費生活に関する知識の普及および情報の提供に関すること。 (5) 滋賀県消費生活条例の施行に関すること。
----------	---

- (6) 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事。
- (7) 特定商取引に関する法律の施行に関する事。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関する事。

第 9 条の表環境・総合事務所の部総務課の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 15 号および第 16 号を削り、第 17 号を第 16 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (14) 企画行政の連絡調整に関する事。
- (15) 安全なまちづくり施策の推進に関する事。

第 9 条の表環境・総合事務所の部総務課の項中第 18 号を削り、第 19 号を第 17 号とし、第 20 号から第 22 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 23 号を削り、第 24 号を第 21 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

- (22) 宗教法人に関する届出および証明に関する事。
- (23) 地域政策に係る調整に関する事。
- (24) 選挙管理委員会分室に関する事。

第 9 条の表環境・総合事務所の部総務課の項中第 26 号を削り、第 27 号を第 26 号とし、第 28 号から第 34 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表消費生活センターの部を削り、同表森林整備事務所の部第 2 号中「こと」の右に「(西部・南部森林整備事務所にあつては、高島市における事務を除く。次号から第 31 号までにおいて同じ。)」を加え、同部高島支所(西部・南部森林整備事務所に限る。)の項第 1 号中「こと」の右に「(高島市における事務に限る。次号から第 27 号までにおいて同じ。)」を加え、同表土木事務所の部経理用地課の項第 2 号を削り、同項第 3 号中「および木之本土木事務所」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「こと」の右に「(長浜土木事務所にあつては、長浜市(平成 21 年 12 月 31 日現在における伊香郡の区域に限る。))における事務を除く。次号から第 11 号までにおいて同じ。)」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項中第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第 14 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同部管理調整課の項第 4 号中「こと」の右に「(長浜土木事務所にあつては、長浜市(平成 21 年 12 月 31 日現在における伊香郡の区域に限る。))における事務を除く。次号から第 12 号まで、第 14 号から第 18 号まで、第 20 号および第 22 号において同じ。)」を加え、同項第 18 号中「東近江土木事務所、湖東土木事務所および」を削り、同項第 19 号中「東近江土木事務所および」を削り、同項第 20 号中「、木之本土木事務所」を削り、同部道路計画課の項第 1 号中「こと」の右に「(長浜土木事務所にあつては、長浜市(平成 21 年 12 月 31 日現在における伊香郡の区域に限る。))における事務を除く。次号から第 10 号までにおいて同じ。)」を加え、同部河川砂防課の項第 1 号中「こと」の右に「(長浜土木事務所にあつては、長浜市(平成 21 年 12 月 31 日現在における伊香郡の区域に限る。))における事務を除く。次号から第 11 号まで、第 13 号から第 16 号までおよび第 20 号において同じ。)」を加え、同項第 20 号中「、南部土木事務所および木之本土木事務所」を「および南部土木事務所」に改め、同項第 23 号を削り、同部に次のように加える。

木之 本支 所	管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支所の庶務に関する事。</li> <li>(2) 木之本職員会館の管理運営に関する事。</li> <li>(3) 防災行政無線の管理運用に関する事。</li> <li>(4) 滋賀県収入証紙の売りさばきに関する事。</li> <li>(5) 県費の収支に関する事(長浜市(平成 21 年 12 月 31 日現在における伊香郡の区域に限る。))における事務に限る。次号から第 28 号までにおいて同じ。)</li> <li>(6) 所管工事の入札および契約に関する事。</li> <li>(7) 建設業の指導監督に関する事。</li> <li>(8) 用地の測量に関する事。</li> <li>(9) 土地その他物件の取得および使用に伴う損失の補償に関する事。</li> <li>(10) 用地の登記に関する事。</li> <li>(11) 土地収用法の規定に基づく事業の準備のための立入許可等に関する事。</li> <li>(12) 交通政策の推進および連絡調整に関する事。</li> <li>(13) 交通安全対策の推進および連絡調整に関する事。</li> <li>(14) 土木工事と用地取得および施設管理との総合調整に関する事。</li> <li>(15) 地震対策、雪寒および水防に係る計画その他の危機管理に関する事。</li> </ul>
---------------	-----	---



		<ul style="list-style-type: none"> <li>(16) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に係る調査および指定に関すること。</li> <li>(17) 道路、河川、砂防および都市計画に係る事業の進行管理に関すること。</li> <li>(18) 公共工事の環境対策およびコスト縮減対策等に係る業務の調整に関すること。</li> <li>(19) 公共事業等の適正化の推進に関すること。</li> <li>(20) 公有土地水面および港湾の管理および占使用に関すること。</li> <li>(21) プレジャーボートの係留保管に関すること。</li> <li>(22) 道路、河川その他公有土地水面の産物の処分に関すること。</li> <li>(23) 水質事故に関すること。</li> <li>(24) 河川愛護に関すること。</li> <li>(25) 岩石採取に関すること。</li> <li>(26) 砂利採取に関すること。</li> <li>(27) 景観法に関すること。</li> <li>(28) 砂防指定地、地すべり防止区域（国土交通省の所管に属するものに限る。）、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。</li> <li>(29) その他特に命ぜられた事務に関すること。</li> <li>(30) その他支所内の他の課の所掌に属さない事項</li> </ul>
	<p>道路計画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路および街路の新設、改築および特殊改良事業の調査、設計および監督に関すること（長浜市（平成21年12月31日現在における伊香郡の区域に限る。）における事務に限る。次号から第10号までにおいて同じ。）。</li> <li>(2) 市補助道路事業の支援に関すること。</li> <li>(3) 都市計画に係る市への助言および市補助都市計画事業の支援に関すること。</li> <li>(4) 道路の維持補修に関すること。</li> <li>(5) 交通安全施設の整備に関すること。</li> <li>(6) 道路等の受託事業の執行に関すること。</li> <li>(7) 道路の占用許可の技術審査に関すること。</li> <li>(8) 道路の災害復旧の調査、設計および監督に関すること。</li> <li>(9) 市道路の災害復旧の支援に関すること。</li> <li>(10) 雪寒対策に関すること。</li> </ul>
	<p>河川砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川整備計画に関すること（長浜市（平成21年12月31日現在における伊香郡の区域に限る。）における事務に限る。次号から第15号までにおいて同じ。）。</li> <li>(2) 水害に強い地域づくり計画に関すること。</li> <li>(3) 河川および港湾の工事の調査、設計および監督に関すること。</li> <li>(4) 河川および港湾の維持補修に関すること。</li> <li>(5) 市補助河川事業の支援に関すること。</li> <li>(6) 河川および港湾等に関する受託事業の執行に関すること。</li> <li>(7) 河川および港湾の占使用等の許可の技術審査に関すること。</li> <li>(8) 砂利採取計画の許認可の技術審査に関すること。</li> <li>(9) 公有水面埋立の免許の技術審査に関すること。</li> <li>(10) 河川および砂防の災害復旧の調査、設計および監督に関すること。</li> <li>(11) 水防に関すること。</li> <li>(12) 災害事務の総括に関すること。</li> <li>(13) 砂防、地すべり防止および急傾斜地崩壊防止の工事の調査、設計および監督に関すること。</li> </ul>

		(14) 砂防、地すべり防止 ( 国土交通省の所管に属するものに限る。 ) および急傾斜地崩壊防止の施設の維持補修に関すること。 (15) 砂防指定地内および急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可の技術審査に関すること。 (16) 余呉湖の水位の調節、水門の操作および管理に関すること。
--	--	--

第11条の見出し中「課、支所等」を「部、部門等」に改め、同条中「局、」および「、室、センター」を削る。  
第12条中「局、」および「、室、センター」を削り、同条の表東京事務所の部の前に次のように加える。

消防学校		(1) 消防職員および消防団員の教養訓練に関すること。
------	--	-----------------------------

第12条の表東京事務所の部の次に次のように加える。

近代美術館	総務課	(1) 美術館の庶務に関すること。 (2) 滋賀県立近代美術館協議会に関すること。 (3) その他学芸課の所掌に属さない事項
	学芸課	(1) 美術品等の収集、保管、展示および利用に関すること。 (2) 展覧会の企画および開催に関すること。 (3) 美術に関する専門的な調査研究に関すること。 (4) 特別観覧の許可に関すること。 (5) 他の美術館等との情報交換、共同企画および美術品等の相互貸借に関すること。 (6) 美術情報に関する資料の調査研究、収集、保管および利用に関すること。 (7) 美術に関する講演会、講習会、研究会等の企画および開催に関すること。 (8) 美術に関する図録、年報、調査研究報告書等の刊行に関すること。 (9) ギャラリーの使用許可に関すること。 (10) 他の美術館等との連携に関すること。 (11) その他美術館の事業について専門的事項に関すること。

男女共同参画センター		(1) センターの庶務に関すること。 (2) 男女共同参画に関する研修および講座の開催に関すること。 (3) 男女共同参画に関する相談に関すること。 (4) 男女共同参画に関する情報および資料の収集および提供に関すること。 (5) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進ならびに自主的活動への指導および助言に関すること。 (6) その他男女共同参画の推進に関すること。
------------	--	--

第12条の表消防学校の部、男女共同参画センターの部および近代美術館の部を削り、同表琵琶湖環境科学研究センターの部環境監視部門の款第 1 号中「解析モニタリング」を「調査解析」に改め、同表湖南中部流域下水道事務所の部第 6 号中「伯母川污水管および伯母川ノンポイント施設ならびに守山栗東雨水幹線」を「湖南中部処理区および湖西処理区」に改め、同表東北部流域下水道事務所の部中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 流域下水道の維持管理に関すること ( 東北部処理区および高島処理区に係るものに限る。 ) 。

別表第 1 中第 4 項を削り、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同表に第 1 項として次のように加える。

1 消費生活センター 滋賀県消費生活センター	彦 根 市	
---------------------------	-------	--

別表第 1 第16I項中

滋賀県長浜土木事務所	長 浜 市	長浜市 ( 平成21年12月31日現在における伊香郡の区域を除く。 ) および米原市
滋賀県木之本土木事務所	長 浜 市	長浜市 ( 平成21年12月31日現在における伊香郡の区域に限る。 )

を

「 | 滋賀県長浜土木事務所 | 長 浜 市 | 長浜市および米原市 | 」に改める。

別表第 3 滋賀県湖北環境・総合事務所の項中「、滋賀県木之本土木事務所」を削る。

別表第 4 第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同表中第 3 項を削り、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次のように加える。

2 総合政策部	
(1) 滋賀県東京事務所	東 京 都
(2) 滋賀県立近代美術館	大 津 市
(3) 滋賀県立男女共同参画センター	近 江 八 幡 市

別表第 4 第 4 項第 3 号中「栗東市」を「草津市」に改める。

別表第 5 滋賀県基本構想審議会の項を削り、同表滋賀県メディカルコントロール協議会の項の次に次のように加える。

滋賀県基本構想審議会	知事の諮問に応じて行う県勢振興に関する基本構想の策定およびその推進についての調査審議に関する事務	総合政策部企画調整課
滋賀県消費生活審議会	知事の諮問に応じて行う県民の消費生活の安定および向上を図るための重要事項の調査審議ならびに当該事項についての知事に対する建議ならびに消費者の苦情等を解決するためのあつせんまたは調停に関する事務	総合政策部県民活動生活課
滋賀県国土利用計画審議会	国土利用計画法第38条第1項の規定によるその権限に属する事項の調査審議ならびに知事の諮問に応じて行う国土の利用に関する基本的な事項および土地利用に関する重要な事項の調査審議に関する事務	総合政策部県民活動生活課
滋賀県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定によるその権限に属する事項の処理に関する事務	総合政策部県民活動生活課
滋賀県情報公開審査会	滋賀県情報公開条例第19条の規定による実施機関の諮問に応じて行う公開決定等に対する不服申立ての調査審議ならびに同条例第22条第7項の規定による情報公開に関する制度の運用および改善についての実施機関に対する意見陳述に関する事務	総合政策部県民活動生活課
滋賀県個人情報保護審議会	滋賀県個人情報保護条例第43条第1項の規定による実施機関の諮問に応じて行う個人情報の開示決定等に対する不服申立ての調査審議、同条例第52条第6項の規定による個人情報の保護に関する制度の運営および改善についての実施機関に対する意見陳述その他同条例の規定により定められた事項に関する事務ならびに住民基本台帳法第30条の9第2項の規定によるその権限に属する事項および知事の諮問に応じて行う同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議ならびにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	総合政策部県民活動生活課、総務部自治振興課
滋賀県文化審議会	滋賀県文化振興条例第4条第4項に規定する事項の調査審議および知事の諮問に応じて行う文化の振興に関する事項の調査審議ならびに知事に対する意見陳述に関する事務	総合政策部文化振興課
滋賀県男女共同参画審議会	滋賀県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による男女共同参画計画および苦情の申出の処理に関する事項の調査審議ならびに知事の諮問に応じて行う男女共同参画の推進に関する事項の調査審議および知事に対する意見陳述に関する事務	総合政策部男女共同参画推進課
滋賀県人権施策推進審議会	滋賀県人権尊重の社会づくり条例第6条第2項および第3項の規定による人権施策基本方針に関する事項の調査審議ならびに知事の諮問に応じて行う人権が尊重される社会づくりに関する事項の調査審議および知事に対する意見陳述に関する事務	総合政策部人権施策推進課

別表第 5 滋賀県個人情報保護審議会の項から滋賀県人権施策推進審議会の項までを削り、同表滋賀県公害審査会の

項から滋賀県環境影響評価審査会の項までの規定中「琵琶湖環境部琵琶湖再生課」を「琵琶湖環境部環境政策課」に改め、同表滋賀県琵琶湖水政審議会の項中「琵琶湖環境部水政課」を「琵琶湖環境部琵琶湖政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

滋賀県ヨシ群落保全審議会	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例の規定により定められた事項の調査審議ならびに知事の諮問に応じて行うヨシ群落の保全に関する事項の調査審議および知事に対する意見陳述に関する事務	琵琶湖環境部琵琶湖政策課
--------------	--	--------------

別表第 5 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の項中「琵琶湖環境部琵琶湖再生課」を「琵琶湖環境部琵琶湖政策課」に改め、同表滋賀県ヨシ群落保全審議会の項および滋賀県経済振興特別区域認定審査・評価委員会の項を削り、同表滋賀県職業能力開発審議会の項中「商工観光労働部労政能力開発課」を「商工観光労働部労働雇用政策課」に改め、同表滋賀県環境こだわり農業審議会の項を削り、同表滋賀県卸売市場審議会の項中「よる」の右に「知事の諮問に応じて行う」を加え、「農政水産部農業経営課」を「農政水産部食のブランド推進課」に改め、同項の次に次のように加える。

滋賀県環境こだわり農業審議会	滋賀県環境こだわり農業推進条例の規定により定められた事項および知事の諮問に応じて行う環境こだわり農業の推進に関する事項についての調査審議に関する事務	農政水産部農業経営課
----------------	--	------------

別表第 5 滋賀県水防協議会の項を削り、同表滋賀県建築審査会の項の次に次のように加える。

滋賀県水防協議会	水防法第 8 条第 1 項および第 2 項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議および関係機関に対する意見陳述に関する事務	土木交通部流域政策局
----------	--	------------

付 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の左欄に掲げる部課または地方行政機関の参事、課長補佐、副参事、主幹、副主幹または主査を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課局または地方行政機関の参事、課長補佐、主幹、副主幹または主査を命ぜられたものとする。

企画調整課	総合政策部企画調整課
総務部統計課	総合政策部統計課
県民文化生活部県民生活課	総合政策部県民活動生活課
県民文化生活部県民活動課	
県民文化生活部男女共同参画課	総合政策部男女共同参画課
県民文化生活部県民文化課	総合政策部文化振興課
県民文化生活部人権施策推進課	総合政策部人権施策推進課
県民文化生活部情報政策課	総合政策部情報政策課
琵琶湖環境部水政課	琵琶湖環境部琵琶湖政策課
琵琶湖環境部琵琶湖再生課	
商工観光労働部労政能力開発課	商工観光労働部労働雇用政策課
土木交通部河港課	土木交通部流域政策局
土木交通部河川開発課	
木之本土木事務所	長浜土木事務所

- 3 施行日の前日に前項の表の左欄に掲げる部課または地方行政機関に勤務を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課局または地方行政機関に勤務を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日に企画調整課付を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、総合政策部企画調整課付を命ぜられたものとする。
- 5 施行日の前日に県民文化生活部県民文化課付を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、

総合政策部文化振興課付を命ぜられたものとする。

- 6 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

技監	総合政策部技監
県民文化生活部情報政策課 I T 企画室長	総合政策部情報政策課 I T 企画室長
県民文化生活部情報政策課 I T 企画室室長補佐	総合政策部情報政策課 I T 企画室室長補佐
土木交通部河港課課長補佐	土木交通部流域政策局河川・港湾室室長補佐

( 滋賀県情報公開審査会規則等の一部改正 )

- 7 次に掲げる規則の規定中「県民文化生活部」を「総合政策部」に改める。

- (1) 滋賀県情報公開審査会規則 (平成13年滋賀県規則第75号) 第 6 条
- (2) 滋賀県個人情報保護審議会規則 (平成 7 年滋賀県規則第34号) 第 6 条
- (3) 滋賀県人権施策推進審議会規則 (平成13年滋賀県規則第80号) 第 5 条
- (4) 滋賀県男女共同参画審議会規則 (平成14年滋賀県規則第29号) 第 5 条
- (5) 滋賀県消費生活条例施行規則 (昭和51年滋賀県規則第17号) 第15条
- (6) 滋賀県文化審議会規則 (平成21年滋賀県規則第56号) 第 5 条

( 滋賀県「財政事情」の作成、公表および閲覧についての規則の一部改正 )

- 8 滋賀県「財政事情」の作成、公表および閲覧についての規則 (昭和23年滋賀県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 総合政策部県民活動生活課県民情報室

第 4 条中「から第 5 号まで」を削る。

( 滋賀県青少年問題協議会規則の一部改正 )

- 9 滋賀県青少年問題協議会規則 (昭和28年滋賀県規則第45号) の一部を次のように改正する。

別表知事直轄組織の項を次のように改める。

総合政策部	企画調整課長 県民活動生活課長 文化振興課長 男女共同参画課長 人権施策推進課長
-------	--

別表県民文化生活部の項を削り、同表商工観光労働部の項中「労政能力開発課長」を「労働雇用政策課長」に改める。

( 滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部改正 )

- 10 滋賀県屋外広告物条例施行規則 (昭和49年滋賀県規則第60号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 5 号中「および木之本土木事務所」を削る。

-----  
滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第18号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則 (昭和55年滋賀県規則第10号) の一部を次のように改正する。

第 2 条総務課関係の項第 1 号から第18号までを次のように改める。

- (1)から(18)まで 削除

第 2 条環境課関係の項中第119号の 2 を第119号の 3 とし、第119号の次に次の 1 号を加える。

- (119)の 2 同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査

第 2 条環境課関係の項第123号中「に係る設置の許可の取消しならびに改善および使用停止の命令」を「の改善命令および使用の停止命令」に改め、同号の次に次の 5 号を加える。

- (123)の 2 同法第 9 条の 2 の 2 第 1 項および第 2 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消し
- (123)の 3 同法第 9 条の 2 の 3 第 2 項の規定による一般廃棄物の最終処分場の状況の確認
- (123)の 4 同法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定による熱回収施設の認定
- (123)の 5 同法第 9 条の 2 の 4 第 2 項の規定による熱回収施設の認定の更新

(123)の 6 同法第 9 条の 2 の 4 第 5 項の規定による熱回収施設の認定の取消し

第 2 条環境課関係の項第125号の 2 中「第 9 条の 3 第 7 項」を「第 9 条の 3 第 8 項」に改め、同項第126号中「第 9 条の 3 第 9 項」を「第 9 条の 3 第10項」に、「改善または使用停止の命令」を「改善命令および使用の停止命令」に改め、同項第127号の 3 の次に次の 1 号を加える。

(127)の 3 の 2 同法第12条第 3 項および第 4 項の規定による産業廃棄物の事業場外での保管の届出の受理

第 2 条環境課関係の項第127号の 4 中「第12条第 7 項」を「第12条第 9 項」に改め、同項第127号の 5 中「第12条第 8 項」を「第12条第10項」に改め、同項第127号の 6 中「第12条第 9 項」を「第12条第11項」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(127)の 6 の 2 同法第12条の 2 第 3 項および第 4 項の規定による特別管理産業廃棄物の事業場外での保管の届出の受理

第 2 条環境課関係の項第127号の 7 中「第12条の 2 第 8 項」を「第12条の 2 第10項」に改め、同項第127号の 8 中「第12条の 2 第 9 項」を「第12条の 2 第11項」に改め、同項第127号の 9 中「第12条の 2 第10項」を「第12条の 2 第12項」に改め、同項第128号の 2 から第129号までの規定中「第15条の 2 の 5 第 2 項」を「第15条の 2 の 6 第 2 項」に改め、同項第129号の 2 中「第15条の 2 の 4 」を「第15条の 2 の 5 」に改め、同号を同項第129号の 3 とし、同項第129号の次に次の 1 号を加える。

(129)の 2 同法第15条の 2 の 2 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の定期検査(事業者が自ら設置する施設に係るものに限る。)

第 2 条環境課関係の項第130号中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に改め、同項第131号から第132号の 2 までの規定中「第15条の 2 の 5 第 3 項」を「第15条の 2 の 6 第 3 項」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(132)の 3 同法第15条の 2 の 7 の規定による産業廃棄物処理施設の改善命令および使用の停止命令(事業者が自ら設置する施設に係るものに限る。)

第 2 条環境課関係の項第133号中「第15条の 3 」を「第15条の 3 第 1 項および第 2 項」に、「同法第15条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設」を「産業廃棄物処理施設の設置」に改め、「または同施設に対する改善もしくは使用停止の命令」を削り、同号の次に次の 4 号を加える。

(133)の 2 同法第15条の 3 の 2 第 2 項の規定による産業廃棄物の最終処分場の状況の確認(事業者が自ら設置する施設に係るものに限る。)

(133)の 3 同法第15条の 3 の 3 第 1 項の規定による熱回収施設の認定(事業者が自ら設置する施設に係るものに限る。)

(133)の 4 同法第15条の 3 の 3 第 2 項の規定による熱回収施設の認定の更新(事業者が自ら設置する施設に係るものに限る。)

(133)の 5 同法第15条の 3 の 3 第 5 項の規定による熱回収施設の認定の取消し(事業者が自ら設置する施設に係るものに限る。)

第 2 条環境課関係の項第136号の 3 中「産業廃棄物処理基準」を「産業廃棄物処理基準等」に、「処分」を「保管等」に改め、同項第137号中「調整」を「調製」に改め、同項第138号の次に次の 1 号を加える。

(138)の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第 5 条の 5 (同令第 7 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による熱回収施設の休廃止等の届出の受理

第13条田園振興課関係の項第53号を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第19号

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表政策監の項を次のように改める。

知 事 公 室 長	本 庁	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
-----------	-----	---------------------

第 3 条第 1 項の表知事公室長の項を次のように改める。

コンプライアンス推進 監	本 庁	上司の命を受け、職員の法令遵守に関する事務を掌理する。
-----------------	-----	-----------------------------

第 3 条第 1 項の表防災危機管理局長の項中「本庁」を「防災危機管理局」に改め、同表消費生活調整監の項および IT 統括監の項中「県民文化生活部」を「総合政策部」に改め、同表子ども・青少年局長の項中「健康福祉部」を「子ども・青少年局」に改め、同表観光交流局長の項中「商工観光労働部」を「観光交流局」に改め、同項の次に次のように加える。

流 域 政 策 局 長	流 域 政 策 局	流域政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-------------	-----------	---------------------------

第 3 条第 1 項の表福利厚生室長の項を次のように改める。

広 域 連 携 推 進 室 長	企 画 調 整 課	課長の指揮監督を受け、広域連携推進室の事務を掌理する。
-----------------	-----------	-----------------------------

第 3 条第 1 項の表県民情報室長の項中「県民生活課」を「県民活動生活課」に改め、同表 IT 企画室長の項の次に次のように加える。

福 利 厚 生 室 長	人 事 課	課長の指揮監督を受け、福利厚生室の事務を掌理する。
-------------	-------	---------------------------

第 3 条第 1 項の表琵琶湖レジャー対策室長の項中「琵琶湖再生課」を「琵琶湖政策課」に改め、同表科学技術活用推進室長の項中「科学技術活用推進室長」を「モノづくり技術振興室長」に、「科学技術活用推進室の」を「モノづくり技術振興室の」に改め、同項の次に次のように加える。

就 業 支 援 室 長	労 働 雇 用 政 策 課	課長の指揮監督を受け、就業支援室の事務を掌理する。
し が の 魅 力 企 画 室 長	観 光 交 流 局	局長の指揮監督を受け、しがの魅力企画室の事務を掌理する。
観 光 室 長	観 光 交 流 局	局長の指揮監督を受け、観光室の事務を掌理する。
国 際 室 長	観 光 交 流 局	局長の指揮監督を受け、国際室の事務を掌理する。
旅 券 室 長	観 光 交 流 局	局長の指揮監督を受け、旅券室の事務を掌理する。

第 3 条第 1 項の表農産ブランド推進室長の項および琵琶湖不法占用対策室長の項を削り、同表建築指導室長の項の次に次のように加える。

流 域 治 水 政 策 室 長	流 域 政 策 局	局長の指揮監督を受け、流域治水政策室の事務を掌理する。
広 域 河 川 政 策 室 長	流 域 政 策 局	局長の指揮監督を受け、広域河川政策室の事務を掌理する。
河 川 ・ 港 湾 室 長	流 域 政 策 局	局長の指揮監督を受け、河川・港湾室の事務を掌理する。
琵 琶 湖 不 法 占 用 対 策 室 長	流 域 政 策 局	局長の指揮監督を受け、琵琶湖不法占用対策室の事務を掌理する。
水 源 地 域 対 策 室 長	流 域 政 策 局	局長の指揮監督を受け、水源地域対策室の事務を掌理する。

第 3 条第 1 項の表室長補佐の項中「課」を「課等」に改める。

「県税事務所」 「消費生活センター」

第 4 条の表次長の項中 自動車税事務所 を 県税事務所 に改め、同表支所長の項中「家畜保健衛生消費生活センター」 自動車税事務所 」

所」を 「家畜保健衛生所 長浜土木事務所」 に改める。

第 5 条の表中政策推進監の項を削り、同表副所長の項中「東京事務所」を 「東京事務所 衛生科学センター」 に改め、同表次長

の項中 「政策研修センター」 を 「男女共同参画センター」 に改め、同表副校長の項中 「高等技術専門校 農業技術振興センター」

を「高等技術専門校」に改め、同表政策推進課長の項中「および政策推進監」を削り、同表農業大学校長の項の次に次のように加える。

農 業 大 学 校 副 校 長	農 業 技 術 振 興 セ ン タ ー	農業大学校長を助け、農業大学の事務を整理する。
-----------------	---------------------	-------------------------

第 5 条の表主席参事の項中 「琵琶湖環境科学研究センター 衛生科学センター」 を「琵琶湖環境科学研究センター」に改める。

第 7 条の表技師の項中「、電気技術員」、「電話交換技術員、」および「、機械技術員、印刷技術員、水族技術員」を削り、同表電気技術員の項、電話交換技術員の項および機械技術員の項から水族技術員の項までを削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 滋賀県告示第189号

平成12年滋賀県告示第356号( 公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職員の職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い職の指定 ) の一部を次のように改正する。

平成23年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第 1 第 1 号中「政策監の項から建築指導室長の項まで」を「知事公室長の項から水源地域対策室長の項まで」に改め、第 1 第 3 号中「および同表政策推進監の項に掲げる職」を削る。

付 則

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。